

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の改正概要について

平成30年3月30日
高知県健康政策部健康長寿政策課

1 主な変更点

平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号により、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の一部が改正されたことに伴い、高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則(昭和24年高知県規則第41号)で定める手数料の額の一部を下記のとおり改正することになりました。

また、平成26年4月1日から、金額を「内税方式」から「外税方式」へと変更しています。実際に納付する額は、改正後の税抜価格に消費税及び地方消費税の額を加算した額(10円未満切捨て)です。参考に、8%の場合の金額を下記(右端)に表示しています。

2 施行期日

平成30年4月1日

項目	種別	金額 (改定前)		金額 (改定後)税抜価格	金額 (参考)税込価格(8%)	
1 生物学的試験検査料 診療報酬の算定方法 (平成20年3月厚生労働省告示第59号)の別表第1医科診療報酬点数表により算定した額に0.8を乗じて得た額以内で知事が定める額(高知県衛生試験等手数料等徴収条例(昭和39年高知県条例第40号)別表第1)	細菌の顕微鏡検査	1件につき	450	450	480	
	細菌培養検査	1件につき	450	450	480	
		(知事が防疫上必要があると認める場合にあつては、1件につき230円)			(知事が防疫上必要があると認める場合にあつては、1件につき240円)	
	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数は、無関係で、4薬剤以上)	1件につき	2,820	2,820	3,040	
	細菌薬剤感受性検査	1菌種	1件につき	1,260	1,260	1,360
		2菌種	1件につき	1,630	1,630	1,760
		3菌種以上	1件につき	2,080	2,080	2,240
	細菌同定検査	口腔(こう)、気道又は呼吸器からの検体	1件につき	1,190	1,190	1,280
		消化管からの検体	1件につき	1,340	1,340	1,440
		泌尿器又は生殖器からの検体	1件につき	1,260	1,260	1,360
		血液又は穿(せん)刺液	1件につき	1,560	1,560	1,680
		その他の部位からの検体	1件につき	1,190	1,190	1,280
	TPHA反応検査	定性検査	1件につき	240	240	250
		定量検査	1件につき	390	390	420
	FTA—ABS試験(蛍光抗体法による。)	1件につき	1,080	1,050	1,130	
	ウイルスの血清反応検査	1件につき	590	590	630	
その他の血清学的反応検査	1件につき	190	190	200		